

仲裁センター規則

施行 平成 七・四・一四

改正 平成二〇・二・二六

平成二四・二・一四

平成二九・一・一〇

令和 三・一一・九

(仲裁センターの設置)

第一条 本会は、民事紛争の迅速な解決を行うことを目的として、「第一東京弁護士会仲裁センター」(以下「仲裁センター」という。)を設置する。

(紛争の範囲)

第二条 仲裁センターが取り扱う紛争の範囲は、民事紛争全般とする。

(事業)

第三条 仲裁センターは、次の事業を行う。

- 一 仲裁及び和解の実施
- 二 仲裁センターの行う事業の広報
- 三 仲裁センターの目的を実現するため必要な事業

(運営)

第四条 仲裁センターは、第一東京弁護士会館(以下「会館」という。)内に置き、会長が統轄する。

2 仲裁センターの運営は、仲裁センター運営委員会(以下「委員会」という。)が行う。

3 会長は、委員会の要請に基づき、仲裁センターの業務の一部を法律相談センターその他の組織に委嘱することができる。

(運営委員会の業務)

第五条 委員会は、次の業務のほか、仲裁センターの運営に関する一切の業務を行う。

- 一 仲裁開始前における仲裁付託相当性に関する審査
- 二 仲裁人、仲裁人予定者及び仲裁輔佐人の報酬(実費を含む。)の決定
- 三 細則の制定

(仲裁人候補者)

第六条 会長は、委員会の意見を聴いて、仲裁人候補者を次の者の中から指名する。

- 一 登録一〇年以上の弁護士(登録年数には、裁判官、検察官の在職年数を算入する。)
- 二 弁護士以外の者であって専門知識若しくは学識経験を有する者又は法律事務に精通する者
- 三 前二号に準ずる者として委員会が推薦した者

2 委員会は、指名された仲裁人候補者の名簿(以下「仲裁人候補者名簿」という。)を作成し、これを仲裁センターに常備する。

3 仲裁人候補者名簿は二年毎に改製されるものとする。

(仲裁人)

第七条 仲裁人は、第二項の特別仲裁人が選任される場合を除き、仲裁人候補者名簿の中から委員会又は当事者が選任する。

2 個別の仲裁事件に限り、委員会が適任者と判断した者を特別仲裁人に選任する。この場合、仲裁人候補者名簿に登載されていることを要しない。

3 仲裁人は、仲裁手続規則に従って仲裁手続を行う。

4 特別仲裁人には、その性質に反しない限り、本規則及び仲裁手続規則等の各規則の仲裁人に関する条項を適用する。

(仲裁輔佐人)

第八条 仲裁輔佐人は、仲裁事件の解決のため必要な調査及び報告を行い、仲裁人を輔佐する。

2 委員会は、弁護士、学識経験者、専門知識に精通する者又は法律事務に精通する者の中から、仲裁輔佐人候補者を指名して仲裁輔佐人候補者名簿を作成し、これを仲裁センターに常備する。

3 仲裁輔佐人候補者名簿は二年毎に改製されるものとする。

(仲裁の実務)

第九条 仲裁人は、仲裁手続規則に従い、独立して仲裁手続を行い、事件終了後は、仲裁判断書等仲裁事件の結果を示す文書を添えて、仲裁センターに報告書を提出しなければならない。

(事務局)

第十条 本会に仲裁センターの事務局を置く。

2 事務局員は、仲裁センターの受付事務、呼出事務、事件記録の整理と保管、送達事務、会計その他必要な事務を行う。

(備付け書類)

第十一条 仲裁センターに次の書類を備付ける。

- 一 仲裁人候補者名簿
- 二 仲裁輔佐人候補者名簿
- 三 仲裁事件受理簿
- 四 仲裁手続に係る仲裁申立書等の各種書式
- 五 仲裁事件受任契約書
- 六 仲裁事件の報告書
- 七 送達報告書写、仲裁判断書写、和解契約書写
- 八 会計帳簿
- 九 その他仲裁事件の処理に必要な書類

(事件記録の保存)

第十二条 仲裁センターは、第一東京弁護士会記録等保存規則に定めるところにより、仲裁及び和解手続の記録を二十年間保存しなければならない。

(個人情報等の管理)

第十三条 仲裁センターは、第一東京弁護士会個人情報保護規則及び個人情報に関するその他の規定に基づき、仲裁及び和解手続の記録に含まれる個人情報を適切に管理しなければならない。

2 仲裁及び和解手続の記録に含まれる法人の情報のうち、一般に公開されていないものについては、前項の個人情報に準じて管理するものとする。

(仲裁事件の受付)

第十四条 仲裁事件の申立の受付時間は、休日、祝祭日及び土曜日を除き、毎日午前一〇時から午後四時までとする。

2 前項の受付時間は、委員会の指示により、適宜変更することができる。

(仲裁期日等の場所、時間)

第十五条 仲裁期日、和解期日及び準備期日は、会館内又は委員会の指定する場所において開催する。ただし、現場検証又はこれに準ずる必要がある場合は、仲裁人が指定する場所とする。

2 会館内における仲裁期日、和解期日及び準備期日の時間は、休日、祝祭日及び土曜日を除く毎日午前一〇時から午後四時までの間に行う。ただし、特に必要のある場合は、仲裁人の指定した時間に行うことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、仲裁期日、和解期日及び準備期日は、仲裁人又は仲裁人予定者(以下「仲裁人等」という。)が相当と認める場合は、会館内又は委員会の指定する場所と当事者の居住地その他仲裁センター又は仲裁人等が相当と認める場所とをテレビ会議、電話会議その他の電気通信回線を利用した方法により連絡させた上で開催することができる。この場合において、仲裁人等は、当事者に対し運転免許証、パスポート等公的機関が発行する顔写真の付された本人確認書類の提示、その写しの提出その他仲裁人等が相当と認める方法により、本人確認を行うことができる。

4 前項の規定により期日を開催した場合は、開催場所に出頭しなかった当事者も期日に出頭したものとみなす。

(仲裁人との受任契約)

第十六条 仲裁センターは、仲裁事件につき、選任された仲裁人との間で仲裁事件受任契約を締結する。

(仲裁手数料)

第十七条 仲裁手数料は、別に定める仲裁手数料規則に従う。

(仲裁人等に対する報酬)

第十八条 仲裁センターは、別に定める規則による報酬を仲裁人、仲裁人予定者及び仲裁輔佐人に支払うものとする。

(特別の手続)

第十九条 事件が特別の秘密保持を要する場合の手続、外国人又は外国語の関連する事件の手続、その他特別な手続を要する場合には別に定めるところによる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て公示の日から施行する。

附 則

第二条から第十九条までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

第六条第一項及び第十一条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十四年二月十六日)から施行する。

附 則

第六条第二項及び第三項、第七条第一項及び第二項、第八条並びに第十一条第二号から第九号までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十九年一月十九日)から施行する。

附 則

第十五条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。